

令和 8 年度

特記仕様書

王子台一丁目地先外歩道補修工事

佐倉市 土木部 道路維持課

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、王子台一丁目地先外歩道補修工事に関し、受注者が守らなければならない事項を、特に定めたものである。
2. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
3. この工事の施工に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。ただし、工事完成図書納品の電子納品項目については、適用しないものとする。

第2条 段階確認

- ・受注者は、施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

第3条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。
3. 根上がり処理については、全ての施工箇所において、掘削深さ（舗装又はインターロッキングブロック下面から 300mm）が確認できる写真を撮影し、写真管理を行うこと。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事用進入路及び工事区域に当たり、一般車また他の工事用車両の通行の妨げ、かつ、安全に注意すること。
3. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
4. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
5. 埋設物件等で管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
6. 受注者は、工事現場内の安全を図るため、作業休止期間中及び作業終了後は現場内の点検を行い、一般者が現場内に立ち入らないようバリケード等で必要な箇所を閉鎖し、安全確保に努めるものとする。

第5条 工事現場管理

- ・受注者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3. 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 廃材の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。また、第三者に被害のないように請負者の責任において十分安全管理をすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
7. 現場管理については、契約締結日から佐倉市工事検査要綱第 15 条第 1 項の認定をした日までとする。

第 6 条 工事用資機材等の保管

- ・本工事に用いる工事用資材や建設機械等については、その保管場所を定め監督職員に報告するとともに、適正な管理をしなければならない。

第 7 条 建設機械の使用

- ・本工事において建設機械を使用する際は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省径機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施環第 291 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

第 8 条 安全・訓練等の実施

- ・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 2. 本工事内容等の周知徹底
 3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 4. 本工事における災害対策訓練
 5. 本工事現場で予想される事故対策
 6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第 9 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

- ・施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第 10 条 安全・訓練等の実施状況報告

- ・安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第 11 条 環境対策

- ・本工事で使用する建設機械は、低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、市生活環境課へ届出するとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- ・舗装版撤去作業においては、騒音防止を施した機械を用いるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。
- ・工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものと

し、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

- ・本工事の施工に先立ち、事前に予告看板の設置及びチラシ等を配布し、沿線・近隣住民等に周知を図ること。

第12条 週休2日工事

1. 本工事は週休2日工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には、4週8休（対象期間中の現場閉所率が28.5%以上の場合をいう。）達成相当の経費を補正している。
3. その他週休2日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休2日工事实施要領」の規定に基づき行うこと。

第13条 工 期

- ・休日には日曜日・祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第14条 工事支障物件（占用物件等の費用負担）

- ・本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第15条 海外建設資材

- ・JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。
ただし、JIS認定製品として生産・納入されていない建設資材については、必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第16条 材料の確認

- ・材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第17条 JIS製品記号

- ・設計図書中のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下、「新JIS」という。）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第3章 一 般 施 工

第18条 準備工

- ・施工前に、監督職員と現地にて施工範囲について確認するものとする。

第19条 加熱アスファルト混合物

- ・受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第20条 低木の移植

- ・移植する低木は、佐倉市藤治台地先（7.9km）へ運搬し、植栽するものとする。
なお、植栽位置は監督職員の指示によるものとする。

第21条 施工計画

- ・標準的な1日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。

第22条 その他

- ・その他の工程及び材料については、監督職員と協議し決定するものとする。

第4章 建設副産物対策

第23条 共通事項

- ・「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、受注者は、法令等に基づき、「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。
なお、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
- ・「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。
- ・「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
また、建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- ・建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のE票を監督職員へ提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に

関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

第24条 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスコン塊及び路盤廃材、コンクリート廃材は、佐倉市太田地先の中間処理場（7.5km）に運搬し、処理するものとする。
- 2) 舗装版切断時の汚泥は、吸引のうえタンク等に貯留し、作業後速やかに、八千代市上高野地先の中間処理場（6.5km）へ運搬し、処理するものとする。
- 3) 発生木材は、処理場へ運搬し適正に処理するものとする。なお、処理場については事前に監督職員と協議すること。
- 4) 運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 建設リサイクル法

- ・本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ・受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 - (1) 再資源化等が完了した年月日
 - (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - (3) 再資源化等に要した費用なお、その書面は、「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。
- ・建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- ・書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

第5章 付 則

第26条 用地境界

- ・本工事における境界杭等の位置は、工事着工前に確認しておくこと。工事施工にあたっては境界を侵すことなく、工事により移動した場合は、受注者の責により復元し、監督職員の確認を得ること。

第27条 コリンズ（CORINS）への登録

- ・受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事

実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工事名:王子台一丁目地先外歩道補修工事 工 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日 請負業者名 住 所
工事場所: 佐倉市王子台一丁目地先外 処分期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 現場代理人名 電話番号

建設副産物	建設発生土(m ³)	路盤廃材(m ³)	アスコン塊(トン)	コンクリート塊(トン)		
処分場所						
所在地						
電話番号						
地 目		—	—	—	—	—
面積 × 高さ	m ² × m	—	—	—	—	—
処理業の許可番号	—					
許可期限	—	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
農地転用許可番号		—	—	—	—	—
処分数量	m ³	m ³	トン	トン		
処分費用	円/m ³	円/m ³	円/トン	円/トン		
運搬距離	km	km	km	km	km	km
運搬業者名	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請
下請業者名						
同電話番号						
収集運搬						
許可番号	—					

- (注) 1. 工事現場と処分地の関係がわかる図面を添付のこと。(5万分の1、A4)
2. 建設廃棄物処理の場合は、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
3. 処分費用とは運搬を含まない単位当たり処分費とする。
4. この申請書は1部提出すること。

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工事名:王子台一丁目地先外歩道補修工事 工 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日 請負業者名 住 所
 工事場所: 佐倉市王子台一丁目地先外 処分期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 現場代理人名 電話番号

建設副産物 処 理 場 所	建設発生土(m ³)		路盤廃材(m ³)		アスコン塊(トン)		コンクリート塊(トン)					
運 搬 距 離	km		km		km		km		km		km	
令和 年 月 日	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合 計												

(注)1. この調書は1部作成し、提出すること。

工事数量総括表

事業名称 王子台一丁目地先外歩道補修工事

事業場所 佐倉市王子台一丁目地先外

工事数量

工事延長 L=1290.0m

1. 根上がり補修工 N=64箇所

2. 高木伐採工 N=19本

3. 切株切削工 N=20本

4. 低木抜根工 一式

5. 舗装工(透水性開粒度As13mm) A=1956.9m²

6. インターロッキングブロック復旧工 A=136.8m²

7. 付帯工 一式